

事業者の皆様へ

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きについて

～手続きの迅速化のため、電話等による申請が可能！～

村上市消防本部

1 危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは？

消防法令で定められた数量(指定数量)以上の危険物は、市の許可を受けた危険物施設以外での貯蔵・取扱いが禁止されています。

ただし、消防長又は消防署長の承認を受けた場合は、10日以内に限り、一時的な貯蔵・取扱い(以下、「仮貯蔵等」とします)ができます。

承認を受けた場合は、
貯蔵・取扱いできます！



2 東日本大震災では・・・

東日本大震災では、ガソリンスタンドなどの危険物施設が大きな被害を受けたことや、被災地への交通手段が寸断されたことなどにより、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプを用いた給油作業や、危険物施設以外の場所(避難施設など)での一時的な暖房用燃料の貯蔵等が数多く行われました。

被災地で実際に行われていた事例

- ドラム缶等による燃料の貯蔵・取扱い(右写真)
- 危険物を収納する設備等からの抜取り
- 移動タンク貯蔵所等による給油、注油等
- 救援物資等の集積場所での危険物の貯蔵

など

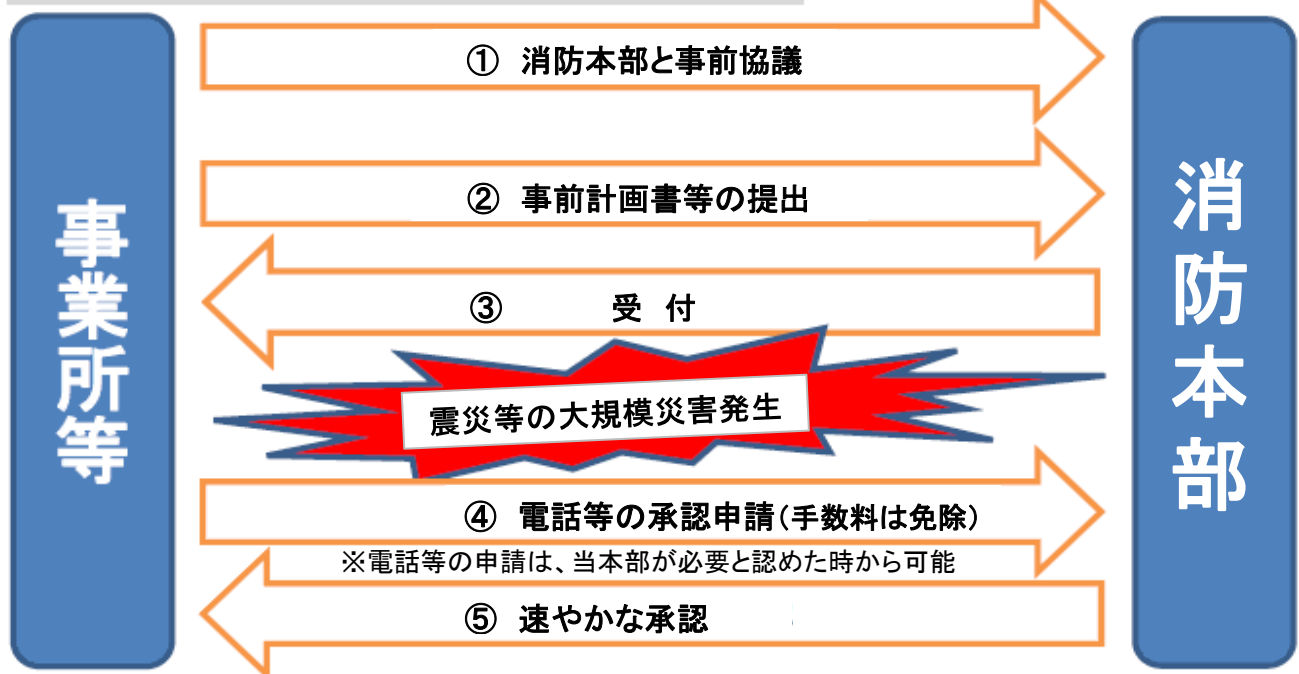


村上市消防本部では、震災時等に危険物の仮貯蔵等の申請が想定される事業者(電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等)に対して、震災時等における危険物の仮貯蔵等を迅速かつ安全に行うための対策及び手続きについて周知しています。

3 震災時等における手続き、迅速化について

村上市消防本部においては迅速な災害復旧に寄与することを目的とし、安全対策や必要な資機材の準備方法などを定めた事前計画書等の作成・提出を事前にしておくことで、有事の際に電話等で仮貯蔵等の申請～承認(口頭)を即日受けることができることとしました。

震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー



東日本大震災等の大規模災害において、仮貯蔵等の承認に係る手続は、安全性を確保しつつも迅速に行われることが求められました。通常時の危険物仮貯蔵等の申請は申請～承認まで、7～10日を要します。震災時は、通常の手続きが困難となる可能性があり、大幅に期間を要する恐れがあります。

4 危険物施設での臨時的な貯蔵・取扱いについて

許可を受けている危険物施設において、設備等の故障に備えた代替機器を使用する計画や、停電に備えた緊急用発電機(右写真)、手動機器等を使用する計画がある場合は、事前に許可等を受けることにより、仮貯蔵等の承認申請は不要となります。(施設によっては予防規程の変更も必要です)



必要となる申請書類等

- 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書(村上市HPでダウンロード可能)
- 付近見取図
- 安全対策事前計画書
- 仮貯蔵・仮取扱いのレイアウト

【詳細は下記までお問い合わせ下さい】

村上市塩町12番6号
村上市消防本部 予防課危険物係
☎0254-53-7222

